

第129号議案

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 特別職の職員の退職手当の支給は、任期ごとに行う。

第3条第1号中「100分の70」を「100分の60」に改め、同条第2号中「100分の50」を「100分の43」に改め、同条第3号中「100分の35」を「100分の30」に改め、同条第4号中「100分の20」を「100分の17」に改める。

第4条第2項中「の属する月」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該在職期間に1月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第4条第3項を削る。

第5条第2項中「他の」を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第1号中「最終の職に係る」を削り、「としての」の次に「最終の任期に係る」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 前号以外のその者の特別職の職員の在職期間について、それぞれ退職した日に第2項及び前項の適用がないものとして第3条の規定の例により計算して得た額に相当する額

第5条第3項第3号中「最終の職の退職の日における」及び「に相当する額」を削り、「を基礎として、」を「について、それぞれ退職した日に第1項及び前項の規定の適用がないものとして」に改め、「得た額」の次に「に相当する額」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定の適用を受けた者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び特別職の職員となったときは、第2条の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に現に在職する特別職の職員のうち、施行日の属する任期より前の任期（以下「前任期」という。）に係る退職手当の支給を受けることなく引き続いて当該特別職にある者に対して施行日以後に支給する退職手当の在職期間の計算については、この条例による改正前の特別職の職員の退職手当に関する条例第 4 条第 3 項の規定は、前任期に係る退職の場合に限り、なおその効力を有する。